令和７年 11 月 28 日更新（赤字を追加・修正）
令和７年７月４日
国土交通省住宅局建築指導課
参事官（建築企画担当）付

令和７年６月 30 日付国住指第 150 号、国住参建第 1574 号に関する QA

「大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することに関する注意喚起」（令和７年６月 30 日付国住指第 150 号、国住参建第 1574 号）についてお寄せいただいたご質問について、回答をいたします。

移行認定（大臣認定の内、認定番号が 9000 番台のもの）においては、使用可能とする仕様のうち最不利である仕様のいくつかを例示的に記載しているものや、試験を行っており仕様としては認められる内容が記載されていないものがあります。この他にも、移行認定について取り扱いに疑義がある場合には、認定取得者にお問い合わせの上、認定取得者を通じて下記の連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先　参事官（建築企画担当）付
認定班（代表：03-5253-8111）

	掲載日	Q	A
1	７／４ ７／17	防火構造の外壁（耐力壁）に係る PC030BE―9201、PC030BE―9189、PC030BE－9190、PC030BE―9191、PC030BE－9192 の認定では、屋内側の被覆について、「厚さ 75mm のグラスウール又はロックウールを充填した上で、厚さ４mm の合板を張ったもの」及び「厚さ 9.5mm のせっこうボード」の仕様が併記されており、これが同等とされている。 このとき、「グラスウール又はロックウールを充填した上で、厚さ 9.5mm のせっこうボードを張ったもの」についても問題ないと解してよいか。	ご質問の PC030BE―9201、PC030BE―9189、PC030BE－9190、PC030BE―9191、PC030BE－9192 の認定について、認定の解釈として、以下のように取り扱って差し支えありません。 木造において、グラスウール又はロックウール（厚さは問わない）を充填した上で厚さ 9.5mm 以上のせっこうボードを張ったものについては、大臣認定不適合として扱う必要はない。

1’	11／28 (追記)	鉄骨造の防火構造の外壁（耐力壁）に係る PC030BE―9202 の認定について、屋内側の被覆は、「厚さ 75mm のグラスウール又はロックウールを充填した上で、厚さ 4 mm の合板を張ったもの」及び「厚さ 9.5mm のせっこうボード」の仕様が併記されており、これが同等とされている。 このとき、「グラスウール又はロックウールを充填した上で、厚さ 9.5mm のせっこうボードを張ったもの」についても問題ないと解してよいか。	ご質問の PC030BE―9202 の認定について、認定の解釈として、以下のように取り扱って差し支えありません。 グラスウール又はロックウール（厚さは問わない）を充填した上で厚さ 9.5mm 以上のせっこうボードを張ったものについては、大臣認定不適合として扱う必要はない。
2	7／4 9／17	準耐火構造の外壁（耐力壁）に係る QF045BE―9211、QF045BE―9226、QF060BE－9225 の認定では、グラスウールを充填することについて、どのように取り扱うべきと考えるべきか。より耐熱性に優れるロックウールについてはどう考えるべきか。	ご質問の QF045BE―9211、QF045BE－9226、QF060BE－9225 の認定のうち木造については、以下のように取り扱って差し支えありません。 木造については、当初の認定取得の際にグラスウールを充填した試験体を用いて性能試験が行われているため、グラスウール及びより耐熱性に優れるロックウールの充填について、大臣認定不適合として扱う必要はない。
2’	11／28 (追記)	準耐火構造の外壁（耐力壁）に係る QF045BE―9226、QF060BE－9225 の認定のうち鉄骨造については、グラスウールを充填することについて、どのように取り扱うべきと考えるべきか。より耐熱性に優れるロックウールについてはどう考えるべきか。	QF060BP―9007 の認定において、QF045BE―9226、QF060BE－9225 の認定と同じ試験結果に基づいて、鉄骨造についてもグラスウールを充填することが可能となっていることから、ご質問の QF045BE―9226、QF060BE－9225 の認定のうち鉄骨造について、以下のように取り扱って差し支えありません。 グラスウール及びより耐熱性に優れるロックウールの充填について、大臣認定不適合として扱う必要はない。

〈その他いただいたご質問〉

		Q	A
1	7／9	防火構造の外壁の認定であって、屋内側についての記載がないものについて、屋内側に被覆を設けて、断熱材を充てんすることは、大臣認定不適合となるのか。	防火構造の外壁の認定であって、屋内側についての記載がないものにおいては、加熱面以外の面となる屋内側は、大臣認定仕様への適合の必要がある範囲ではないため、大臣認定不適合とはなりません。